

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

NISSIN SHOJI CO.,LTD.

最終更新日:2011年5月30日

日新商事株式会社

筒井 博昭

問合せ先:03-3457-6251

証券コード:7490

<http://www.nissin-shoji.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化及び健全化を確保するため、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要課題であると認識しております。また、株主の皆様や取引先、地域住民、従業員等のステークホルダーから信頼される経営をすることが、企業価値を最大化する必須条件と考え、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JXホールディングス株式会社	1,140,000	15.00
株式会社日新	820,000	10.79
東電不動産株式会社	400,000	5.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	349,000	4.59
株式会社三井住友銀行	250,000	3.29
筒井博昭	207,800	2.73
筒井健司	164,300	2.16
筒井敦子	156,100	2.05
日新商事従業員持株会	104,610	1.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と会計監査の報告及び必要に応じた情報交換を実施し、厳格な監査を実施しています。また、内部の監査グループと連携し、当社及び当社グループ全体の業務、財政状態の調査を実施し、都度、監査役会等で報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山口睦男	税理士				○				○	
増田正治	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山口睦男	○	株式会社アクティオ社外監査役 株式会社かんき出版社外監査役 エクスクリート株式会社社外監査役	税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を有しているため、当社の業務遂行に対する監査を客観的な立場から行うことができると判断し、当社の社外監査役に適任であると考えております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれもなく、十分な独立性も確保さ

		矢崎総業株式会社監査役	れており、当社の独立役員として職務を遂行することが適切であると判断し、当社独立役員に指定いたしました。
増田正治		——	長年にわたる金融機関勤務で得た知識に加え、企業経営者としての豊富な実務経験も有していることから当社の社外監査役に適任であると考えています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、月例定額報酬と賞与で構成されており、経営成績等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬の総額につき、有価証券報告書及び事業報告に記載しております。有価証券報告書及び事業報告は当社ホームページにて閲覧が可能です。
また、前事業年度における取締役及び監査役報酬は以下のとおりです。

・取締役8名 101,240千円
・監査役6名 24,500千円(うち社外監査役3名 6,900千円)
※平成18年6月29日開催の第62回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。
※報酬には前事業年度に係る役員賞与11,000千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬は、主に月例定額報酬と賞与で構成されており、支給水準は当社の経営状況、各役員の役割や責任、更に従業員とのバランス等を勘案し、各役員に相応しい額を、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しております。
なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては社内監査役及び監査グループから、都度重要書類の提出、状況報告が行われ、その活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度採用会社の経営体制とし、経営上の意思決定及び業務執行のチェックに関し、以下のような経営システムを採用しております。

・取締役会

「取締役会」はグループ全体の業務執行に関する意思決定機関であるとともに、代表取締役の職務執行の監督機関であります。原則毎月1回開催し、重要な決議事項、業績の進捗等について議論し対応策等を検討しております。また、経営環境の変化に迅速に対応できるよう臨時取締役会を適宜開催しております。前事業年度において、取締役会(臨時取締役会を含む)を20回開催いたしました。

・常務会

「常務会」は役付役員で構成されており、迅速な業務遂行を可能とするための「取締役会」の補佐機関であります。原則毎月1回開催しております。

す。前事業年度において、常務会を9回開催いたしました。

・コンプライアンス委員会

「コンプライアンス委員会」は取締役及び社長が必要と認めた者で構成されており、当社グループが公正で、透明な企業活動を確立するためのコンプライアンス体制の確立、定着を推進させることを目的としております。

・監査役会

「監査役会」は社外監査役2名を含め4名の監査役で構成されており、うち1名は常勤です。常勤監査役は「取締役会」及び「部支店長会」等の社内主要会議に出席し、業務遂行の状況等をチェックしております。また、稟議書等重要書類の閲覧、監査グループ及び会計監査人等と連携し、当社の監査及びグループ全体の業務、財政状態の調査を実施し、その都度監査役会等で報告が行われております。

・会計監査人及び顧問弁護士

「会計監査人」は有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約のもと公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備しております。また、顧問弁護士からは法律上の判断を必要とする場合、適宜助言、提言等を受けております。

・社内監査

「社内監査」は当社監査グループが当社各部、室、支店及び関連会社を対象に、年2回行っております。監査項目は業務推進状況を中心に、コンプライアンス等のチェックを行っております。

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。前連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：吉村孝郎、佐々田博信

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、会計士補等2名、その他2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を導入しており、監査役4名のうち2名の社外監査役を選任し、経営監視機能の強化を図っております。また、取締役の任期を1年とし、毎事業年度における取締役の経営責任を明確化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成22年6月29日開催の第66回定時株主総会に係る招集通知につきましては、法定期日の6月14日より早い6月9日に発送いたしました。今後につきましても、法定期日前の発送を予定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、各四半期報告書、有価証券報告書、招集通知、決議通知等のIR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社経営企画室のIR担当者がIRに関する業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの整備状況は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動規範としてのコンプライアンスマニュアルを制定し、役員及び従業員等が法令遵守の精神を理解し、行動することにより公正で透明な企業風土を確立する。また、公益通報に関する規程の運用による不正行為の早期発見、定期的実施する会社業務の実施状況についての内部監査を通じて、会社諸規程の適正性、妥当性を検証する。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

別途定める文書管理規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧可能とする。

c. 損失の危険の管理に関する規定その他体制

業務執行に係る種々のリスクを想定した各種業務規程を整備し、適正な基準に基づき管理、対応する。個人情報保護、事故、災害等のリスクについては、別途規程、マニュアルを定め、また、公益通報制度を設けてリスクの低減を目指す。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会が代表取締役の業務を監督し、迅速な業務執行を可能とするための常務会及び取締役、監査役、業務の責任者である執行役員が参加する役員協議会にて、現状報告と情報の共有化を図る。また、取締役の職務の執行が円滑に機能するための事務局を取締役会は総務部、常務会、役員協議会は経営企画室とする。

e. 当該株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

関係会社管理規程を整備するとともに、企業集団としての行動指針、コンプライアンスや情報セキュリティなど理念の統一を保ち、また、当社の取締役または業務責任者が各子会社の取締役あるいは監査役を兼任するなどして、業務情報を把握する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを定めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が十分に職務を遂行できるよう、内部監査部門が監査役会の職務の補助を兼務する。

g. 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査部門の使用人の任命、異動、処遇については監査役会と事前協議する。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

常勤監査役は取締役会のほか、役員協議会等重要な会議に出席し、また稟議書等の重要書類を閲覧する。必要に応じ取締役、執行役員、その他使用人から業務の執行の状況を聴取する。また、内部監査部門から、会社の業務の実施状況についての内部監査、コンプライアンス状況、公益通報等の状況についての報告を受ける。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び重要な使用人とのヒアリングを行う。また、会計監査人、顧問弁護士、税理士との連携を図る。

j. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法をはじめ関係法令等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社的な内部統制プロセス及び各業務プロセスの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めるとともに、定期的、継続的に評価、改善を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、市民社会の秩序や安全に対し脅威を与える反社会的勢力について、取引等一切の関係を断絶するとともに、名目の如何を問わず、不当要求行為に対しては所轄官庁や弁護士等と緊密に連携をとり、毅然とした態度で対応しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では買収防衛策の導入をしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特になし

